



飯塚警察署だより

【問合先】福岡県飯塚警察署 ☎21・0110



自転車の交通ルールを守ろう！

■ 自転車は「車両」です

徒歩とは違い、かなりの速度で走行できる自転車。ご存じのとおり、自転車は「車両」として扱われます。自転車の交通ルールを守り、安全に走行しましょう。

- 車道では左側を通行しましょう。
- 横断歩道は歩行者優先。
- 「止まれ」の標識があるところは、車と同じく一度止まり、左右の安全を確認してから通行しましょう。
※標識が無くても、交差点では安全確認をしてください。
- 信号は必ず守りましょう。



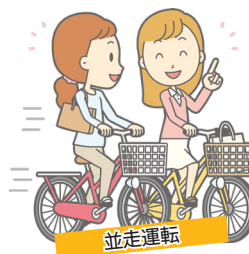
■ ヘルメットを着用しましょう

自転車の交通事故で死亡した人の6割が、頭に致命傷を追っています。ヘルメットの有無で、死亡率に約2倍の差が出るというデータもあります。命を守るヘルメットを、必ず着用しましょう。



■ こんな運転は NG !

次のような運転は、重大な交通事故につながりうる危険な行為であり、罰金等が科される可能性もあります。絶対にしないでください！



地域交通安全活動推進委員

を募集しています



地域交通安全活動推進委員制度は、交通問題に対する地域ぐるみでの取組を促進するための制度です。

委嘱には諸条件はございますが、興味を持たれた方は、

飯塚警察署交通総務係

☎0948・21・0110(内線413)

までご連絡下さい。